

川崎市 I C T活用工事に関する特記仕様書【発注者指定型】

(総則)

第1条 本工事は、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び完成図書や施工管理の記録などの関係書類について、3次元データ等を活用する「I C T活用工事」の【発注者指定型】対象工事である。

(定義)

第2条 I C T活用工事とは、以下に示す(1)～(5)の施工プロセスにおいてI C Tを活用する工事である。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) I C T建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

※ ただし、簡易型、チャレンジカワサキ型については、川崎市が定めた「川崎市I C T活用工事実施ガイドライン」等に基づき、監督員と協議し決定するものとする。

※ それぞれの型における詳細については、川崎市ホームページを参照のこと。

(実施の選択)

第3条 受注者は、I C T活用工事を実施する場合は、「川崎市I C T活用工事実施ガイドライン」等により行うものとし、施工計画書を作成し、監督員と協議の上、施工内容を確定すること。

(I C T活用工事の具体的内容)

第4条 I C T活用工事は、I C Tを活用して、以下の施工を実施する。

- (1) 3次元起工測量

受注者は、I C T建設機械による施工ができるように、トータルステーション(光波方式又はノンプリズム方式)(以下、「T S」という。)、無人航空機や地上型レーザースキャナー等を用いた3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- (2) 3次元設計データ作成

受注者は、(1)で取得した計測データと設計図書を用いて、I C T建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

- (3) I C T建設機械による施工

受注者は、(2)で作成した設計データを用い、I C T建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、国土交通省の「3次元計測を用いた出来形管理要領（案）」などに準拠して施工計画書を作成し、施工管理を行うこと。また、3次元施工管理データにて出来形管理等を実施する場合は監督員と協議を行った上で施工管理を実施すること。

なお、従来通り3次元施工管理データにて断面の出来形管理等を実施する場合には、川崎市土木施工管理基準に準じて出来形管理を行うものとする。

監督及び完成検査については、国土交通省の「出来形管理の監督・検査要領（案）」などの基準に準拠し実施するものとし、完成図書の作成について監督員と協議を行うこと。なお、当該要領に実施することが困難な場合には、川崎市請負工事監督規程、川崎市請負工事検査規程、川崎市請負工事検査事務取扱要領などに基づき実施するものとする。

(5) 3次元データの納品

受注者は、(4)により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

(工事成績)

第5条 ICT活用工事を実施した場合は、主任監督員の評価項目である「創意工夫」を評価対象とする。

(実施の中止、変更)

第6条 受注者は、工事の施工に当たり、やむを得ない事情によりICT活用工事の実施が困難となった場合、発注者に対して実施の中止、または変更などの協議を行うことができる。

(調査への協力)

第7条 発注者がICT活用工事に係るアンケート調査を実施する場合は、受注者は発注者に協力するものとする。

(その他)

第8条

- (1) 本特記仕様書に記載がない事由が生じた場合は速やかに監督員と協議を行い、承認を得た後に施工を実施すること。
- (2) ガイドラインに掲載の無い工種の実施について、監督員と協議を行い承諾を得ること。なお、実施にあたり、国土交通省の各実施要領及び積算要領を準拠すること。工事成績については第5条を準拠する。